

新潟市水道局企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟市水道事業管理者

水道局長 井浦 正弘

新潟市水道局管理規程第5号

新潟市水道局企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(新潟市水道局企業職員給与規程の一部改正)

第1条 新潟市水道局企業職員給与規程（平成2年新潟市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同日前」の次に「において管理者が定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が定めるところによる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第4条第2項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第4条の2第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第18条第1項中「基準日」を「基準日前において管理者が定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(新潟市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 新潟市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年新潟市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

附則第10項(見出しを含む。)中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 平成29年1月1日に行われる昇給については、第1条の規定による改正後の新潟市水道局企業職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 平成28年6月に支給する勤勉手当については、新給与規程第18条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。